

## 令和5年3月 富士宮市教育委員会定例会 議事録

1 日時 令和5年3月16日(木) 午後1時29分～午後3時39分

2 場所 市議会第2委員会室

3 出席者 教育長、教育委員及び説明のための事務局職員

### 4 日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

第3 議第8号 職員の退職について

第4 議第9号 職員の人事異動について

第5 議第10号 令和5年度山下サダ育英奨学生の決定について

第6 議第11号 令和5年度富士宮市立小中学校学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について

第7 議第12号 富士宮市スポーツ推進委員の委嘱について

第8 議第13号 令和5年度主要施策の策定について

第9 市議会2月定例会の報告

第10 マスク着用の考え方の見直し等について

### 5 会議内容

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

・令和5年度アクションプランの概要

最初に、富士宮の学校力育成会議提言ステージ3の令和5年度アクションプランについてです。今年の方針性として、1つは、確かな学力を育てるということで、市の指定する北山小学校、富士根北中学校にデジタルとリアルを組み合わせ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、この2点についてどのように進めていけばよいのかということの研究していただき、山宮小学校、西富士中学校と同じように、その成果と課題が分かったところで各学校に配信をします。それに基づき、各学校で同じように実践を積んでいただき、分かった成果をこの2つの小中学校に送り、それを集計していきます。昨年度と同様、2年間の指定を行います。テーマが少し違い、デジタルとリアルを組み合わせというのを付け加えました。

それから、不登校の関係です。不登校初期対応マニュアルの活用ということで、やはり不登校になるところ、ちょっと気がかりだということの対応をすることで、不登校になってしまう子供たちが不登校にならないよう、早期対応ということで、全小中学校に取り組んでいただきます。

それから、1人1台端末が導入され、子供たちがスマホを活用できるようになり、SNS等で問題が起きていますので、情報モラル教育の推進について、特に中学生が心配ですので、北山中学校と上野中学校で取り組んでいただきます。これについても、取り組んだ内容についてはリアルに配

信する形で、オンラインを最大限活用するように進めていきます。

それから、コミュニティ・スクールの一体的な推進について、東小学校、芝富小学校、芝川中学校で取り組んでいただきます。芝富小学校、芝川中学校についてはコミュニティ・スクールを1つで小中両方とも共有できるような形にして、東小学校については用意ができた時点で、そのために必要な予算を取っていくということで、芝富小学校、芝川中学校と東小学校は性質が違った指定になります。あわせて、コミュニティ・スクールのあり方検討委員会を立ち上げて、具体的にどのように市内に広げていくのかということも併せて進めていく中での指定になります。

それから、最後に、インクルーシブ教育システムの構築についてです。総合教育会議で特別支援学校と特別支援学級を見ていただき、市長にも理解をいただきましたので、特別支援教育、それから特別支援学級と通常学級との交流を積極的に進めていき、インクルーシブ教育について富士宮市の方向性や考え方として示せるよう、黒田小学校に取り組んでいただきます。以上5点について、新しい動きの中で考えられたアクションプランになります。

#### ・令和5年度人事異動

次に、令和5年度の人事異動についてです。昨日、報道機関に情報提供をしましたので、20日の静岡新聞の夕刊に掲載されます。また、新聞を見ていただければ、先日承認いただいた内容で発表されるかと思えます。

#### ・新型コロナウイルス及びインフルエンザの感染状況

明日、大半の学校が卒業式、終業式を迎えますが、現在の感染状況について情報提供いたします。新型コロナウイルス、インフルエンザについてはほぼ落ち着いた状態ですので、予定どおり、行事が迎えられると思います。

#### ・学校規模検討委員会への委員の選出

それから、学校のあり方についてです。今年、新たに県が学校規模検討委員会を立ち上げます。学校の規模はどうあったらいいのかということで、委員として富士宮市教育委員会の学校教育課長に参加していただいて、学校のあり方とあわせて富士宮市はどうあったらいいのかということも検討していき、次へ進めていきます。議会で答弁しましたとおり統廃合ありきではなく、どういう形が一番富士宮市の教育にとってメリットが大きいのか協議を進めて、その内容について県の理解を得ていきます。定数上、市で配置するのではなく、県費負担教職員ですので、県の協力なくしては配置ができません。学校のあり方を教育行政という立場で市と県とタッグを組んでいきたいと思い、委員を富士宮市から選出していただきましたので、よろしくお願ひします。

### 第3 議第8号 職員の退職について

### 第4 議第9号 職員の人事異動について

### 第5 議第10号 令和5年度山下サダ育英奨学生決定について

- ・個人情報に係る案件のため非公開

第6 議第11号 令和5年度富士宮市立小中学校学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について

(教育長)

次に、「日程第6、議第11号 令和5年度富士宮市立小中学校学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について」を議題とします。

事務局からの提案理由の説明を求めます。

(学校教育課)

議第11号 令和5年度富士宮市立小中学校学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について説明いたします。

学校医等の委嘱につきましては、医師会、歯科医師会、薬剤師会からの推薦者に対し、学校長からの内申に基づいて教育委員会が委嘱しております。令和5年度の委嘱について、全学校より内申が調いましたので、別表のとおり委嘱するものでございます。よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

(教育委員)

学校医の関係で重複している方々も多く見受けられるのですけれども、大体年間で携わる日数や時間というのは分かりますか。

(学校教育課)

日数につきましては、掛け持ちをしている学校医におきましては、その分日数が増えます。例えば、学校医と学校歯科医の主な業務といたしましては、毎年4月から6月にかけて実施されます児童生徒の定期健康診断と、10月から11月にかけて実施されます新しく小学校1年生になる児童に対する就学時健診の診察、診断を行っていただくことになっております。そちらがどの学校も1日かかりますので、その分の日数と、さらに、学校に来ていただくということはあまりないのですが、学校から専門的事項に関しまして電話などで相談させていただくことがございますので、そちらも業務の一つとなっております。

また、学校薬剤師につきましては、学校の環境衛生基準を満たしているかどうかを確認していただくために、様々な衛生検査などを実施していただいております。例えば、教室の換気状態を見るために二酸化炭素の濃度の測定に来ていただいたり、教室の明るさを測っていただいたり、飲料水の水質検査、清潔を保つためのネズミや害虫の確認、水泳プールの水質検査など、様々なことをお願いしておりますので、薬剤師によっては1日なのか、また複数日で来ていただくのかということで、業務日数が変わってきます。

(教育長)

よろしいでしょうか。

ほかにありましたらお願いします。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。

質疑が終わりましたので、議第 11 号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第 11 号は原案のとおり可決されました。

第 7 議第 1 2 号 富士宮市スポーツ推進委員の委嘱について

(教育長)

次に、「日程第 7、議第 12 号 富士宮市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(スポーツ振興課)

それでは、議第 12 号 富士宮市スポーツ推進委員の委嘱について説明をさせていただきます。

今回委嘱するスポーツ推進委員は 3 名であります。前任者の退任に伴い、自治会から推薦をいただいたものです。任期につきましては、前任者の残任期間となり、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年となっております。よろしく御審議の上、御決定お願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

(教育委員)

この委員は、各地区でこういった選出基準になっているのでしょうか。

(スポーツ振興課)

スポーツ推進委員は、合計で 44 名という形が総員となっておりますけれども、大体各委員が 3 つほど行政区を受け持っておりますので、その区長たちと話をさせていただいて、推薦をいただくという形になっております。

(教育長)

ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。

質疑が終わりましたので、議第 12 号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議第 12 号は原案のとおり可決されました。

第 8 議第 13 号 令和 5 年度主要施策の策定について

(教育長)

次に「日程第 8、議第 13 号 令和 5 年度主要施策の策定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(教育総務課)

議第 13 号 令和 5 年度主要施策の策定について説明を申し上げます。

本案は、令和 5 年度に教育委員会各課において実施予定の主な施策や事業をまとめたものであります。また、こちらの主要施策につきましては市議会に送付し、市のホームページでも公開をいたします。

それでは、教育総務課から順に令和 5 年度に取り組む主な施策について説明をさせていただきます。

お手元の主要施策を御覧ください。教育総務課からは、令和 5 年度に実施する小中学校の工事について説明をさせていただきます。地震対策事業では、富士宮第一中学校屋内運動場耐震補強工事を行います。

小学校校舎等整備工事費では、西小学校普通教室棟トイレ改修工事、芝富小学校管理特別教室棟の長寿命化工事ほか 2 件の工事を行います。改築事業といたしましては、富士見小学校屋内運動場改築工事を令和 5 年、6 年にかけて行います。

次に、中学校の校舎等整備工事費です。富士宮第三中学校教室棟ほか 2 校の長寿命化工事及び富士根南中学校管理教室棟のトイレ改修工事を行います。改築事業としましては、芝川中学校の普通教室棟の改築工事を令和 5 年、6 年にかけて行います。

(学校教育課)

続きまして、学校教育課です。特に重点を置く取組についてご説明申し上げます。

先ほど教育長報告にございましたアクションプランと連動しておりますので、その内容が盛り込まれております。

まず、学校づくりへの支援としまして、インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の研修の推進、また、共生社会の実現に向けた交流及び協働学習を推進します。

次に、学校運営の改善や働き方改革を進め、学校への支援を行うことで教職員が子供と向き合うた

めの条件を整えます。また、市として会計年度任用職員の支援員等を増員して学校の支援に取り組む予定でございます。

続きまして、確かな学力が育つ授業の充実としましては、1人1台端末の効果的な活用方法を研究し、デジタルとリアルを目的に応じて組み合わせた授業改善に努めます。これについては、先ほど教育長報告にございましたように、市の研究指定校を設けて取り組んでいきます。

最後に、9年間を見通した体系的な情報教育を進め、子供の情報活用能力を高めるとともに、情報モラル教育の充実を図ります。

続きまして、人間関係を築き、徳のある人間性とたくましい体を育てる環境づくりとしましては、教育活動全体を通して子供の体力の向上を図る、また、他課と協力して部活動の地域連携に向けた準備を進めます。

最後に、学校、家庭、地域の連携と協力としては、地域学校協働本部事業を推進するとともに、コミュニティ・スクール導入のための研究を進めますということで、特に東小の継続研究、それから新たに芝富小、芝川中に主に研究していただくという予定になっております。

#### (社会教育課)

社会教育課としては、今回の主な変更点は3点ございます。

まず、生涯学習の推進について、市民読書サポーターと協働して従来の読み聞かせなどの読書活動とデジタル情報通信技術のベストミックスを図るよう努めます。

次に、青少年活動の充実については、富士登山に関する講習会について、実技的な講習会を実施し、安心安全な富士登山で家族の絆を深めていきたいと考えております。

最後に、育成環境の充実について、青少年相談センターにおいてICTを活用し、個別最適な学びや協働的な学び、主体的、対話的で深い学びを実現し、個に寄り添った指導体制を目指します。

#### (文化課)

それでは、文化課の施策について説明させていただきます。

従来からの継続となります施策に加え、変更、または新たに行う施策について説明します。

まず、文化財の保護活用について、文化財保存活用地域計画でございます。地域の文化財を包括的に把握し、文化財を保存、活用していくための計画策定に取り組んでまいります。記載はしておりませんが、令和7年度中の完成を目標としております。

次に、市史編さんにつきましては、令和4年度に自然環境編を刊行となりました。令和6年度に民俗編、以下通史編の1、2、3と順次刊行してまいります。

次に、(仮称)郷土史博物館の検討につきましては、富士宮市民の歴史、民俗等を次世代に継承するという目的のために博物館の設立を目指し、策定した基本構想の議会、市民への説明に努めてまいります。

#### (スポーツ振興課)

主要施策の内容を整理いたしまして、健康づくり、市民ひとり1スポーツの推進の項目にありました国際大会等の誘致を、スポーツ交流事業の推進の項目へ変更いたしました。

体育施設の管理運営については、体育施設等の整備の記載内容を修正し、外神スポーツ広場の屋外照明設置工事と芝川スポーツ広場における複合遊具の設置を記載しました。

各種大会の支援につきましては、引き続き富士山女子駅伝、稲山カップ、富士山カップ・少年少女サッカー大会への支援を行ってまいります。

(学校給食センター)

学校給食センターでは、大きな変更はありません。昨年度策定されました第3次富士宮市教育振興基本計画、第5次富士宮市総合計画後期基本計画との調整をして変更しているものですので、引き続き対応していきます。

(中央図書館)

中央図書館では、変更点が2か所あります。

まず、図書館サービスの充実のところで、平成5年3月に開館いたしました西富士図書館ですが、開館30周年となることから、記念した事業の実施について追加いたしました。

次に、中央図書館では、来年度も引き続き施設設備の改修工事を実施いたします。内容は、主なものといたしまして、1階の一般書が配架されている床の張り替えが実施されます。そして、西富士図書館では長寿命化工事を実施し、屋根、外壁などを改修いたします。

各課の説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

(教育委員)

(仮称)郷土史博物館の検討の部分ですけれども、これは昨年文言と変わっていませんか。

(文化課)

文言としては、昨年と変わっておりません。

(教育委員)

文言を変えることが目的ではないのですけれども、1年たったわけですから、新しい方針があれば、書くべきだと思います。しかしながら、この後の議会報告、あるいは新聞報道でも、この構想に関しての市民の関心はかなり高く、また、深まっているわけです。そういう意味では、昨年度に地元説明会を13回も実施して、教育委員会とすれば非常に丁寧な進め方をしてきたと認識をしています。それについて記載したほうが、昨年と同じ文言ですということでは、現実がうまく伝わらないのかなと感じたものですから、質問をしました。

(文化課)

ご指摘ありがとうございます。活動内容は、説明の仕方や手法については変えるつもりでございますが、目的そのものは変えないということで、同じ表現とさせていただきます。

(教育長)

これは修正できないのでしょうか。この後、採決しますので、この案でよろしいかどうか。

(教育委員)

何にもやらなかったわけではないので、やってきたことは明記すべきだと思います。

(教育総務課)

ありがとうございます。本日で採決するということになりますけれども、修正できないものはありませんので、もう一度内部で精査をさせていただいて、お示しできればと思います。よろしくお願いたします。

(教育長)

今言ったように、去年と同じことを繰り返すわけではないので、今の指摘は非常に市民目線で見るときに、全く同じ文言では何にもやらないのではないかという意見が出ますから、同じようなことをするにしても、表現は変えるというのは、これはいい指摘だと思います。

(教育委員)

教育委員会が地元説明会を各地区でやったということは、私の知る限りでは初めてだと思います。そういう意味では、今までやっていない手法を持って丁寧に情報を伝えていきますという立派なアピールができる進め方だという思いが強いものですから、今のように申し上げました。教育長がおっしゃるように、文言が一字一句同じなのは基本的方針が変わらないからだという説明では、うまく伝わらないのだろうと思いますので、ぜひ対処をお願いします。

(教育長)

ほかの委員、それでよろしいですか。

(教育委員)

郷土史博物館の関係、昨年本当に文化課の方々が大変苦勞して各地域での説明に当たられていますので、そのようなところを生かした形での資料というものを作っていただければ幸いです。

(教育長)

ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。

質疑が終わりましたので、議第13号について採決をします。

本案は、修正したものを含める形で御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

異議なしと認めます。よって、議第 13 号は修正したものをもって可決するという形を取りますので、よろしくをお願いします。

## 第 9 市議会 2 月定例会の報告

(教育長)

以上で本日の定例会に付議された議案の審議は全て終了しました。

次に、「日程第 9、市議会 2 月定例会の報告」ですが、事前に資料はお配りしてありますので、質疑から行いたいと思います。質問等がありましたらお願いします。

(教育委員)

郷土史博物館の関係で、現在、基本構想を市民に説明する段階で今のような形で行ってきました。今後は、これを基本計画に具体化していくというステップになるわけです。今回、基本構想の中で示されたロードマップに変更があるかどうかということについてお聞きしたいということが 1 つです。

それから、同様に博物館に関する内容なのですが、これも丁寧な答弁をしているということがよく分かりますけれども、非常に答えにくいと思われるような質問だったのだらうと思います。つまり、この郷土史博物館が市民生活の質をどう向上させるのかということに対する質問なのですが、このような答えしかなかったのだらうということと理解をした上で、少し視点を変えて、私がこれについて思ったことを申し上げます。歴史文化の公共施設などによるサービスを、皆さんの市民生活の中で具体的に何が向上するのかということと議論することについて、あまり意味がないのではないかと考えています。つまり、もともと文化や歴史について興味を持たない方々に、同じ形で博物館を造ればこのように生活が向上しますという方法は、難しいと思います。それを無理して答えようとするものですから、苦しくなってしまうのだらうと思います。

そこで、先ほど言いましたように教育委員会の視点とすれば、富士山学習を子供たちにずっと続けてきているわけです。これは、日本でもやっぱり我々の教育委員会、あるいは富士宮市が発信できる重要な取組だと思っています。そういう取組を社会人になっても続ける、あるいは郷土を離れてもその学習の基本を忘れない、あるいは発展させることを考えたときに、富士山学習の一環としてこのような博物館が必要だというような切り口であったり、説明の仕方があるともっといいのではないのでしょうか。

博物館があつて物価が安くなるわけでもないし、豊かな時間がたくさん得られるわけではないと思います。そうではなく、富士宮市において富士山の下で我々は生活をしてきたことが誇りだと、富士山学習で子供たちに教えていて、子供たちが自主的にやっているのです。それを大人になっても継承する、その拠点となるところが博物館だと、例えばそのような位置づけをする形で、質の議論をしたほうがいいと思います。量の議論をしようとする、歴史文化においては非常に苦しいと思います。しかし、質がよくなりますと言っても、今の大人は富士山学習をやっていないから気づいていないかもしれませんが、富士山学習をずっとやってきた子供たちは、我々よりもはるかに富士宮のよさを心得ているという、要するに蓄積している可能性が高いのです。それを将来にわたって担保する拠点として、この施設を使っていくというような切り口や見方で博物館の必要性と費用に見合う価値があることを伝えていきたいと。これについては、B/Cの議論は難しいです。つま

り、ここに橋を造ったらどのぐらいの経済効果が現れたとか、インフラ整備したらどういう発展があったとか、そういういい意味でのB/Cは、そもそも歴史文化にあまりそぐわないです。つまり、費用に見合う価値をどうやってはかるかということは非常に難しいわけです。そのため、当然、費用対効果の問題は問われますけれども、そこに視点を置き過ぎた説明を今後していきますという、今までの説明、あるいはこれからの説明では、納得いかないというような話がきっと出てきてしまうと思います。だから、今日明日のためではなく、人づくりに資するものとして必要なものだという観点を強調した答弁をしてもらってもっといいのだろうと思います。これは部長のご意見をお伺いします。

(教育部長)

今の視点というのは、答弁書の最後のほうの人づくりは一朝一夕にできるものではありませんの後に、時間はかかるけれども、将来に向けて活動できる、行動できるような人をつくるとか、そういうところで私も同じような思いを持っていましたので、ここが委員のおっしゃった内容を凝縮して書いているのかなと思っております。

(文化課)

ロードマップにつきましては、やはりもう1年説明に費やすということで、いずれかの時点で変更させていただくようになります。ちょっとまだ具体的に決まっていない部分があるものですから、今お出しできていないですけども、変更はさせていただきます。

(教育長)

ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

ほかの委員の皆さんからはどうですか。

(「なし」の声)

(教育長)

ないようですので、以上で質問を終わりにします。

第10 マスク着用の考え方の見直し等について

(教育長)

次に、「日程第10、マスク着用の考え方の見直し等について」を事務局から説明をお願いします。

(教育総務課)

マスク着用の考え方の見直し等について、令和5年3月13日から令和5年5月7日までの富士宮市教育委員会の対応状況ということでご説明いたします。

こちらは、5月8日から感染症法の位置づけが2類から5類に移行するというのもございますので、現在は令和5年5月7日までの運用とさせていただきます。

最初に、市内小中学校、また青少年相談センターの児童生徒に関わるところでございます。マスク着用の考え方につきましては、児童生徒等につきましては4月1日から学校におけるマスク着用

の考え方の見直しということで、文部科学省からの通知を受けて行いたいと思います。3月31日まではマスク着用を推奨いたします。また、換気の確保、手洗い、密を避ける等、基本的な感染症対策を徹底し、マスク着用を促す場合も児童生徒や保護者等の判断を尊重し、着脱を強制しない。また、小中学校の卒業式は別段の取扱いということで、卒業式では児童生徒と教職員はマスクを着用せず出席することを基本とします。なお、合唱や呼びかけなどはマスクを着用します。来賓、保護者にはマスク着用をお願いいたします。また、教職員をはじめとした教育委員会所管施設でございますけれども、市の職員と同様の対応ということで、事業継続及び感染対策の観点から、業務中におけるマスクの着用を継続いたします。また、入場管理、体温につきましては、従来どおり名簿の管理と体温チェックを行います。また、公民館や地域学習センター、図書館への来場者につきましては、マスク着用は個人の判断を尊重して委ね、本人の意思に反して着脱を強制しないこととします。入場管理、体温につきましては、学校給食センターは名簿の管理と来庁者のチェックということで継続します。そのほかの施設につきましては、基本的な感染対策を実施した上で、検温、手指消毒等を行います。また、4月1日からは従来的人数制限、また名簿の提出などを解除いたしまして、通常運転に戻すという形で運用をしてみたいと思います。

以上、令和5年3月13日から令和5年5月7日までの富士宮市教育委員会の対応状況ということで御説明させていただきました。よろしくをお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、この際ご質問等がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、ないようですので、質問を終わりにします。